

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則

平成15年 1月31日

規則第 8号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例（平成14年さいたま市条例第104号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有害物質)

第 2 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める物質は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質（次条並びに第20条第 1 項第 1 号コ及び第 4 号において「特定有害物質」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類（次条並びに第20条第 1 項第 1 号コ及び第 4 号において「ダイオキシン類」という。）とする。

(土壤基準)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める基準は、特定有害物質にあつては土壤汚染対策法第 6 条第 1 項第 1 号に規定する基準の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の基準のうち土壤の汚染に関する基準の例によるものとする。

(一部改正〔平成22年規則58号〕)

(市長の確認申請)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項ただし書の確認を受けようとする者は、土壤基準に適合しない土砂のたい積確認申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- (2) 土砂のたい積に係る土地の登記事項証明書
- (3) 土砂のたい積に係る土地の区域を示す図面
- (4) 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面
- (5) 土砂のたい積に用いる土砂の有害物質による汚染の状況を証する書面

(一部改正〔平成19年規則78号〕)

(土砂のたい積の許可の申請)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規定による許可の申請は、土砂のたい積の許可申請書（様式第 2 号）により行うものとする。

(届出とする許可等の処分その他の行為)

第 6 条 条例第 9 条第 1 項第 3 号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定による許可
- (3) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可
- (5) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第91条第1項の許可及び同法第35条の同意
- (6) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の許可又は同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の届出（農地の改良に係る一時転用の許可又は届出に限る。）
- (7) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の許可
- (8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可（同法第9条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）
- (9) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可及び同法第20条第2項の規定による協議
- (10) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第9条第1項の許可
- (11) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可（同法第15条又は第34条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）
- (12) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認及び同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項又は第58条の4第1項の許可（同法第95条の規定によりこれらの承認又は許可があったものとみなされる場合を含む。）
- (13) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可
- (14) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可
- (15) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第66条第1項の許可
- (16) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可及び同条第4項の規定による協議
- (17) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可（同条第8項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）
- (18) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の許可
- (19) 埼玉県土採取条例（昭和49年埼玉県条例第6号）第3条第1項の認可

(20) 埼玉県砂防指定地管理条例（平成15年埼玉県条例第45号）第3条第1項の許可
2 条例第9条第1項第3号の規定により届出を行おうとする者は、許可等の処分その他の行為に基づく土砂のたい積の届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面

(2) 土砂のたい積に係る許可等の処分その他の行為に係る許可書その他の書類の写し

（一部改正〔平成19年規則78号・22年58号・23年71号・27年96号・29年48号・令和5年71号〕）

（公益事業）

第7条 条例第9条第1項第4号の規則で定める行為は、次に掲げる事業の実施に係る行為とする。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設に関する事業

(2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業

(3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業

(4) 森林法による保安施設事業

(5) 道路法による道路に関する事業

(6) 都市公園法による都市公園に関する事業

(7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業

(8) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業又は水道用水供給事業

(9) 地すべり等防止法による地すべり防止施設に関する事業

(10) 下水道法（昭和33年法律第79号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業

(11) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業

(12) 河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に関係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設に関する事業

(13) 都市計画法による都市計画事業

(14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業

(15) 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプライン事業の用

に供する施設に関する事業

(16) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業

(17) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業

(18) 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。）

(19) 前各号に掲げる事業に準ずるものとして市長の確認を受けた事業
（一部改正〔平成15年規則169号〕）

（公益事業の確認）

第8条 前条第19号の確認を受けようとする者は、公益事業確認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、土砂のたい積に係る事業を行う土地の位置を示す図面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（土砂のたい積の許可の特例）

第9条 条例第9条第1項第7号の規則で定める土砂のたい積は、次のとおりとする。

(1) 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂のたい積

(2) 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂のたい積

(3) 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂のたい積

（土砂のたい積に関する計画に定める事項）

第10条 条例第9条第2項第13号の規則で定める事項は、土砂のたい積に係る土地において必要な土砂のたい積に関する法令又は他の条例の規定による許可等の処分の状況とする。

（土砂のたい積の許可の申請に係る添付書類）

第11条 条例第9条第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、許可を受けようとする土砂のたい積に係る土地の区域の面積が3,000平方メートル未満である場合は、第1号から第7号までに掲げる書類とする。

(1) 条例第9条第1項の規定による許可の申請をした者（第3号において「申請者」という。）及び土砂のたい積に係る建設工事の元請負人の住民票の写し又は法人の登記事項証明書

(2) 土砂のたい積に係る土地の登記事項証明書

- (3) 申請者及び土砂のたい積に係る建設工事の元請負人が土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (4) 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面
- (5) 土砂のたい積に係る土地の区域を示す図面
- (6) 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面
- (7) 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時の土地の形状に係る平面図及び断面図
- (8) 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び断面図
- (9) 擁壁の背面図

(一部改正〔平成19年規則78号〕)

(許可の基準)

第12条 条例第11条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第11条第1項第1号に関する基準

ア 土砂の高さ（土砂のたい積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差（土砂のたい積前において土砂のたい積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあつてはその隣接部分の最低部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあつては擁壁の最高部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差）をいう。以下同じ。）は、2メートル（土砂のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂のたい積に用いる土砂の安定計算をした結果土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂の高さに係る数値）以内であること。

イ 土砂のたい積により生ずるのり面（擁壁に覆われたのり面を除く。以下同じ。）のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルのこう配（土砂のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂のたい積に用いる土砂の安定計算をした結果土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂のたい積により生じたのり面のこう配）以下であること。

- (2) 条例第11条第1項第2号に関する基準

ア 土砂のたい積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除するために必要な排水施設が設置されていること。

イ 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準に適合するものであること。ただし、土砂のたい積の目的が一時的な土砂の保管、農地の改良その他これらに類するものである場合は、この

限りでない。

ウ 擁壁は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。

エ 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時的に雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

(3) 条例第11条第1項第3号に関する基準

ア 土砂のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

イ 垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下のこう配である土地に土砂のたい積を行う場合は、土砂のたい積を行う前の土地の地盤と土砂のたい積に用いた土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。

ウ 土砂のたい積が完了した後に土砂が崩壊しないように、締固めその他の土砂のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じ必要な措置が講じられていること。

エ 土砂のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂のたい積の高さに相当する長さを確保する等の措置が講じられていること。

オ 土砂のたい積による周辺的生活環境への影響を踏まえ、土砂のたい積を行う時間、期間等が定められていること。

カ 土砂のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

2 条例第11条第2項の規則で定める基準は、前項第1号及び第3号に掲げるとおりとする。

（一部改正〔平成19年規則78号・令和5年71号〕）

（変更の許可の申請）

第13条 条例第12条第1項の許可を受けようとする者は、土砂のたい積の変更許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第14条 条例第12条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 条例第9条第2項第5号、第8号又は第9号に掲げる事項に関する変更

(2) 条例第9条第2項第6号又は第7号に掲げる事項に関する変更のうち、変更後の土砂の高さが減少することとなるもの又は変更後の土砂のたい積により生ずるのり面のこう配が緩和されることとなるもの

（変更の届出）

第15条 条例第13条の規定による届出は、土砂のたい積の変更届出書（様式第6号）により行うものとする。

（標識）

第16条 条例第15条の規則で定める標識は、様式第7号のとおりとする。

（関係書類の閲覧）

第17条 条例第16条の規定による閲覧は、次により行うものとする。

- (1) 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。
- (2) 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

（着手の届出）

第18条 条例第17条の規定による届出は、土砂のたい積の着手届出書（様式第8号）により行うものとする。

（土砂の数量等の届出）

第19条 条例第18条第1項の規定による届出（第3項において「定期報告」という。）は、土砂のたい積に係る定期の届出書（様式第9号）により行うものとする。

2 条例第18条第2項の規則で定める書類は、土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類及び届出に係る同項の規定により3月ごとに区分した期間の最後の日の1週間前の日以降に撮影した土砂のたい積に係る土地の写真とする。

3 条例第18条第2項ただし書の規則で定める場合は、同項の土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類に係る採取場所に関して、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出が行われ、かつ、当該届出に係る土砂の排出に関する計画において排出先とした土地が定期報告に係る土砂のたい積に係る土地である場合とする。

（土砂のたい積に係る土地の汚染調査）

第20条 条例第19条第1項に規定する土砂の汚染の状況についての調査は、次により行うものとする。

(1) 調査の対象となる物質は、次のとおりとすること。

- ア カドミウム及びその化合物
- イ 六価クロム化合物
- ウ シアン化合物
- エ 水銀及びその化合物
- オ セレン及びその化合物
- カ 鉛及びその化合物
- キ 砒素^ひ及びその化合物

ク ふっ素及びその化合物

ケ ほう素及びその化合物

コ 特定有害物質（アからケまでに掲げる物質を除く。）及びダイオキシン類のうち搬入した土砂の採取場所等から特に調査が必要と認められる物質で市長が許可事業者に通知したもの

(2) 前号アからケまでに掲げる物質にあつては土壌含有量調査（市長が許可事業者に通知した場合は、土壌溶出量調査）を行い、同号コに掲げる物質にあつては市長が許可事業者に通知した調査を行うこと。

(3) 調査試料の採取地点は、土砂のたい積に係る土地の区域において、900平方メートルごとに1地点以上の割合で均等に選定すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定有害物質にあつては土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準（土壌の汚染に係る基準に限る。）による測定方法の例によること。

2 条例第19条の規定による届出は、土砂のたい積に係る土地の汚染調査結果届出書（様式第10号）により行うものとする。

3 前項の届出書には、当該届出書に係る調査が第1項各号に掲げるところにより行われたことを証する書面を添付しなければならない。

（完了等の届出）

第21条 条例第20条の規定による届出は、土砂のたい積の完了（廃止）届出書（様式第11号）により行うものとする。

（土砂搬入禁止区域の指定）

第22条 条例第21条第2項（条例第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

（身分証明書）

第23条 条例第27条第2項の身分を示す証明書は、様式第12号のとおりとする。

（書類の提出部数）

第24条 条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、正副2部とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成15年2月14日までの間における第2条、第3条及び第20条第1項の規定の適用については、第2条中「土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第76条」と、第3条中「土壤汚染対策法第5条第1項に規定する基準」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例第79条第2項に規定する土壤汚染基準」と、第20条第1項第1号エ中「その化合物」とあるのは「アルキル水銀その他の水銀化合物」と、同項第2号中「土壤含有量調査（市長が許可事業者に通知した場合は、土壤溶出量調査）」とあるのは「土壤溶出量調査」と、同項第4号中「土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例第79条第1項に規定する土壤の汚染の状況の調査」とする。

附 則（平成15年9月17日規則第169号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第58号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第16号の改正は公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月14日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年8月31日規則第96号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則は、この規則の施行の日以後の土砂のたい積の許可に係る申請から適用し、同日前の土砂のたい積の許可に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第32号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様

式については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 5 年 5 月 17 日規則第 71 号）

この規則は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

様式 略